令和７年度「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11 月 12 日～25 日）事業

DVのない社会をめざして

（ドメスティック・バイオレンス）

オリジナル トイレットペーパーでDV防止啓発

DV は被害者が悩みを１人で抱え込む傾向があり、相談員や相談機関に繋がらないなど被害が表面化しないことが多くあります。

松江市男女共同参画センターでは、DV で悩んでいる人が相談できる最初の一歩になればと、４種類のメッセージと相談機関の電話番号を記入したオリジナルトイレットペーパーを作成し、市内の一部の公共機関、病院、大学、高校等へ設置します。

期間：令和７年 11 月 12 日（水）～25 日（火）

（ロール数に限りがあり、無くなり次第終了）

場所：（一部）公共機関、病院、大学、高校等のトイレ

心を傷つけることも暴力です。

内閣府は、毎年 11 月 12 日から 25 日までの２週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。暴力はいかなる理由でも許されない犯罪行為であるとともに、重大な人権侵害です。

【配偶者から DV を受けたことがある女性】

昨年度の DV 相談件数は約 **17 万** 件

■配偶者暴力相談支援センター	126,743 件
■DV 相談プラス	44,972 件

女性の約３人に１人、男性の約５人に１人は、配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約 10 人に１人は何度も被害を受けている。

資料：令和７年版 男女共同参画白書〈内閣府〉

松江市人権男女共同参画課　／　男女共同参画センター

トイレットペーパーのメッセージ

あなたは大切なひと
暴力を受けていい人なんて
誰もいない
自分さえ我慢すればって
思っていませんか？

メールをチェックされる
嫌じゃない？
それってデートDVかも・・・

あなたが望まない
性的な行動は、
性暴力です！

怒鳴られる、責められる
無視される・・・etc.
心の傷も暴力です

DV
（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

【DVの種類】
「なぐる」「ける」といった身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力などもDVに含まれます。

デートDV

恋愛関係にある男女間での暴力のことです。

性的暴力

相手が配偶者やパートナーであっても望まない性行為を強要されるのは性暴力です。
国内では、性暴力問題が連日報道されています。

精神的暴力

相談の6割が受けているのが精神的暴力です。身体的とは違い、被害者も加害者も、それが暴力だと気づかないのが特徴です。

一人で悩まず、相談してください。

ひとりで悩まないで
まずは話してみませんか

内閣府男女共同参画局
DV相談ナビ　#8008
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター　#8891

松江市家庭相談課　TEL 55-5210
松江市男女共同参画センター
“女性相談”　TEL 25-2602